

開門をめぐる裁判の審理は、今、どうなっているか

堀 良一（よみがえれ！有明訴訟弁護団）

1 訴訟の「乱立」とは何か

新聞を見ますと、よく、「訴訟の乱立」とか「訴訟合戦」などというセンセーショナルな言葉が目につきます。また、こういう状況を受けて、多くの方が、「裁判がどうなっているか分かりにくい」という感想を持たれています。

この「訴訟の乱立」、「訴訟合戦」の状況は、わたしたち開門を求める漁民・市民が作り出したものでしょうか。そうではありません。わたしたちは大変な苦勞をして2010年12月に福岡高裁の開門判決を勝ち取り、この判決を確定させました。確定判決はもはや覆すことはできません。本来なら、ここで開門問題は決着していたのです。開門訴訟は2陣、3陣の訴訟が継続していましたが、国が確定判決に従って開門すれば、これらの訴訟は継続の必要がありませんでした。

ところが、国は確定判決を徹底的にサボタージュしました。国が確定判決に従わないという事態は、日本の国に憲法ができて、人による支配ではなく、法による支配が国の基本原理になり、三権分立すなわち国政は司法の判断に従うという原則ができて以来、憲政史上初めてのできごとです。



「公共事業チェック議員の会」の現地視察で、干拓地の現状を説明する弁護団のメンバー（2017年8月、写真提供：大島弘三さん）

このサボタージュを正当化するために、国は間接強制に対する異議の裁判や請求異議訴訟を次々にしかけてきました。また、開門阻止派は長崎県の支援を受けて、開門確定判決を覆す効力はないのに、開門阻止の仮処分と訴訟を提訴し、国はこれ幸いとなれ合い訴訟をしました。わたしたちは、仕掛けられた以上、受けて立たざるをえません。2陣、3陣の開門訴訟もやむをえず継続せざるをえませんでした。

これが「訴訟の乱立」、「訴訟合戦」の真相です。確定判決を無視するという憲政史上初の国の異様な対応がこの事態を招きました。

2 どんな訴訟がどう進行しているか

それでは複数の訴訟はどのように分類され、どのように進行しているのでしょうか。

第1のグループは、開門確定判決を守らせるための強制執行と、これに対する国の三権分立を無視した徹底抗戦の裁判です。借りたお金を返さないという判決が出たのに、お金を返さない人は給料を差し押さえられたりする強制執行を受けます。わたしたちは開門確定判決をサボタージュする国に対して、開門するまで間接強制金という罰金を払えという強制執行の裁判をしました。国はこれに異議を唱えましたが、地裁も高裁も最高裁も簡単に国の異議を退けました。それでも開門をしない国に間接強制金の増額裁判を起こすと、これも最高裁まで問題なく認められました。今残っているのは、国が起こした請求異議の裁判です。請求異議というのは、そもそも開門確定判決には強制執行をする効力がないという裁判です。普通は、金銭の支払いを命じる判決があっても、判決後に保証人が払ってしまっているなどという場合に認められる特殊な裁判で、そう簡単に認められるものではありません。

目次

- 開門をめぐる裁判の審理は、今、どうなっているか（堀 良一） 1
- 調整池からの排水に対する取り組み（菅波 完） 3
- 2017年秋～冬期 特別カンパ募集！／インフォメーション／シンポジウムのご案内／編集後記 4



2017年4月24日に行われた山本有二農水大臣（右）と原告・弁護団との面談。左は弁護団長の馬奈木昭雄弁護士。この翌日に農水大臣は開門しない方針を表明しました。

第1審の佐賀地裁では簡単な審理で終結し、ただちに国の訴えを棄却しました。福岡高裁でも、わたしたちは直ちに審理を終結して判決を出すように求めましたが、国は漁業権は10年で消滅するから開門判決の勝訴原告にはいまや開門請求権はなく、強制執行をすることができない、などと苦し紛れの主張を乱発しました。そして、その段階で長崎地裁の和解が開始したので事実上中断し、今、本格審理が再開されています。

第2のグループは、開門したくない国に対して開門させたくない阻止派が提起した開門阻止訴訟と仮処分です。わたしたちはなれ合い訴訟を防ぐために補助参加しました。ところが国は、潮受け堤防閉め切りと漁業被害には関連性がないなどと負けて当然の対応をし、わたしたちが開門確定判決の時の主張や証拠を提出しようとしても、これを妨害したため、開門禁止の仮処分や判決が出てしまいました。しかも、敗訴判決に控訴しませんでしたので、いち早く察知したわたしたちは今度は国の主張に左右されない独立当事者参加の申し立てをしました。これらの裁判は、現在、福岡高裁に係属しています。

第3のグループは2陣、3陣の開門訴訟です。2陣訴訟は残念ながら漁民側が敗訴し、現在、最高裁に係属しています。3陣訴訟は長崎地裁で審理が行われています。

3 「今」はどういう時期か

現在、継続している裁判は、第1グループの福岡高裁請求異議訴訟、第2グループの福岡高裁開門阻止仮処分（高裁では保全抗告といいます）と訴訟、第3グループの2陣最高裁と3陣長崎地裁です。請求異議訴訟と開門阻止保全抗告・訴訟は同じ福岡高裁民事4部に係属しています。開門の2陣最高裁は福岡高裁の行方を見守っているように見えます。3陣長崎地裁は和

解終了後に再開されて、最新の研究成果などを踏まえた新たな主張・立証が行われているところです。

当面の状況を切り開く上で重要なのは、共に福岡高裁民事4部に係属している請求異議訴訟と開門阻止の保全抗告・訴訟です。

請求異議訴訟では、最新の期日に国は、漁業権10年論などのこれまでの主張に加え、事情変更、権利濫用などを従来よりも膨らませて主張し、関連する証拠を出してきました。準備書面は500頁に及び証拠は段ボール箱数個に及びます。事情変更の主張は確定判決のときは状況が変わったなどというもので、持ち出してきたのは大雨がひどくなったなどというものです。権利濫用の主張は確定判決を守らせようとするのは権利の濫用だというものです。荒唐無稽な主張ですが、仕掛けられた闘いですから、弁護団は全面的な反論をしようとしています。開門確定判決の効力は死守しなければなりません。

開門阻止の保全抗告・訴訟で重要なことは、いわゆる3-2開門について長崎地裁が認めた被害は極めて限定的で、準備工事さえ工夫すれば開門阻止の根拠がなくなることを裁判所が認めたに等しいということです。ここに農・漁・防災共存の開門を実現する手がかりがあります。高裁で本格的に追求をすれば、開門への新たな突破口が開ける可能性があります。だからこそ、国はこれ以上の審理をさせまいと地裁判決に対する控訴権を放棄するなどという暴挙に出たのでしょうか。高裁の審理が継続するか否かは、わたしたちが提起した独立当事者参加、すなわち国の主張、立証の内容にかかわらず、独立した当事者として自由に主張・立証できるという参加の仕方が認められるか否かにかかっています。

当面のポイントは、なりふり構わぬ請求異議訴訟での国の主張を打ち破って、開門確定判決の効力を守り、開門阻止訴訟に勝利して、開門への新たな突破口を開くというところにあります。



アオコの発生で緑色に染まった調整池（2017年7月）

調整池からの排水に対する 取り組み

菅波 完 (漁民ネット事務局長)

諫早湾の調整池からの排水は、日常的に諫早湾の北部・南部排水門から諫早湾に放出され、赤潮・貧酸素の要因となるなどして、現実の漁業被害を発生させています。これまでも、福岡・佐賀のノリ漁業者からの要請を受けて、ノリ養殖時期の北部排水門からの排水を減らし、南部排水門からの排水を増やすような動きがありました。それは結局、瑞穂、有明町、島原などの漁業者への漁業被害の押しつけになってしまいます。

農水省は、「開門」をしないことが前提の有明海振興基金で再生を目指そうとしていますが、漁民ネットとしては、調整池からの排水が、現在も漁業被害を発生させ続けているということクロウズアップしていかなければならないと考えました。

言うまでもなく、調整池の水質悪化は複式干拓の宿命であり、最大のウィークポイントです。漁民ネットとして、現場の漁業者の実感と、できる限りの科学的なデータの積み上げで、排水による漁業への影響を監視、分析し、漁業被害を発生させないために、「開門しないで、調整池の水質悪化を放置するなら、北部からも南部からも排水するな」という姿勢で、漁業者から農水省への申し入れをしていきたいと考えています。

この問題について、排水の影響を受ける漁業者の主要メンバーによる「排水問題協議会」を立ち上げ、研究者とも連携して取り組んでいきたいと考え、その第一歩として、9月2日(土)に福岡(大和漁村センター)での勉強会、3日(日)に長崎(有明町グリーンウェーブ)での協議会立ち上げ会議を行いました。

2日の勉強会には、福岡から15名、熊本から2名の漁業者が参加し、佐々木克之さんから、調整池の排水によるノリ養殖への影響などを解説していただきました。東京からは、陣内隆之さん、吉川多佳子さん、菅



北部排水門からの排水

波の3名が参加しました。

3日の会議には、長崎から5名、福岡から1名、佐賀から2名の漁業者と、錦織淳さん、時津良治さん、陣内さん、吉川さん、菅波が参加し、2日に続いて佐々木さんの解説とともに、高橋徹さんから、調整池からの排水および有毒なアオコの拡散状況などについて解説していただきました。

今後、「排水問題協議会」として活動していくにあたり、中核を担っていただく漁業者のメンバーとして、以下の方々に引き受けていただきました。

福岡：石川誠さん(中島漁協)、山本昇則さん(三浦海苔生産組合)、中島敏信さん(新大牟田漁協)

熊本：末次伸一さん(荒尾漁協)

佐賀：大鋸武浩さん(大浦支所)

長崎：松永秀則さん(小長井漁協)、石田徳春さん(瑞穂漁協)、松本正明さん(有明漁協)

これからの具体的な情報収集については、ノリ養殖時期に、各県の水産振興センターが発表している栄養塩濃度、比重、赤潮、色落ちや病気の広がりなどのデータを活用するとともに、農水省のモニタリングデータの分析や、漁業者による独自の水質測定などを組み合わせずすすめていきたいと考えています。

難しい取り組みになりますが、漁民ネットのネットワークを最大限に活用し、現場の漁業者の感覚と、科学的なデータの両面から、調整池の排水の問題性をアピールし、「開門」に向けた突破口につなげていきたいと思っておりますので、ぜひみなさんのご協力をお願いします。



9月2日の福岡での勉強会



調整池で行われているアオコの回収作業

2017年秋～冬期 特別カンパ募集!

漁民ネットでは、この秋以降、調整池からの排水の影響調査などを独自に進めることになりましたが、活動の財源は大変厳しい状況にあります。そこで「特別カンパ」を募集します。今回、カンパをお送りいただいた方には、有明海産の焼きノリや、パタゴニア製のオリジナルTシャツをプレゼントします。みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

●カンパの金額コースとプレゼント品

- ・1万円コース 有明海産焼きノリ（10枚入り3袋セット）
- ・5千円コース オリジナル「宝の海」Tシャツ（半袖）1着

●応募方法

- ・郵便振替用紙に「1万円コース」「5千円コース」の別と、口数をご記入の上、お振り込みください。「5千円コース」の場合は、Tシャツのサイズ（S・Mのいずれか）もご記入ください。

●応募締切

- ・2017年12月25日（月）
- ・プレゼント品の発送は2018年1月中旬の予定です。



◀1万円コースプレゼント品
有明海（福岡）産の初摘みノリ。最高級の焼き海苔です。（パッケージは異なる場合があります）



▲5千円コースプレゼント品

「宝の海」のイラストをプリントしたパタゴニア製のオリジナルTシャツ。サイズはSとMの2種類。アメリカンサイズですので少し大きめです。（絵柄は3種類ありますがご指定はできません。ご了承ください）

●振込先 郵便振替口座：00120-3-250346

加入者名：有明海漁民・市民ネットワーク

Information

■「有明海的环境と漁業」第4号、11/1発行予定

諫早湾開門研究者会議の監修で漁民ネットが発行している研究誌「有明海的环境と漁業」の第4号を11月1日に発行します。今回は11月7日から佐賀で開催される「アジア湿地シンポジウム」に合わせて、諫早湾干拓問題の英語による解説記事の特集です。また、宇野木早苗さんの日本語論文も掲載します。通信販売での入手をご希望の方は、漁民ネット事務局までご連絡ください。価格は1冊500円（消費税、送料込み）です。Amazonでも販売します。

■市民集会「赤潮の発生原因」、11/4に諫早で開催

諫早湾の干潟を守る諫早地区共同センターの主催による市民集会「赤潮の発生原因」が、11月4日（土）13時30分から、諫早市民センター（長崎県諫早市東小路町8-5）で開催されます。有明海の赤潮はどこから来るのか。今、諫早湾で起こっている汚染について、環境技術研究所の田中賀太さんが解説します。参加費は無料です。詳細は<http://www.geocities.jp/isahayabay/>をご覧ください。なお、集会に続いて15時から共同センターの総会を行います。問い合わせは、TEL 0957-53-4557またはEメール dadao@mtd.biglobe.ne.jp（大島）まで。

■有明海漁民・市民ネットワーク会員募集

有明海漁民・市民ネットワークは、有明海の漁業や環境の再生のために活動している漁業者、市民、研究者などによるNGOです。ぜひご入会の上、ご支援をお願いします。

- ・年会費：漁業者1000円／一般市民3000円
- ・郵便振替口座：00120-3-250346
- 加入者名：有明海漁民・市民ネットワーク

シンポジウムのご案内

諫早湾干拓がもたらした有明海漁業の衰退

漁民ネットでは諫早湾開門研究者会議との共催による諫早湾干拓問題のシンポジウムを下記の通り開催します。今回は同時期に佐賀で行われるアジア湿地シンポジウム（AWS）に合わせての開催となります。ぜひご参加ください。

- 日 時：11月9日（木）19:00～21:30
- 会 場：アバンセ 第3研修室（佐賀駅から徒歩10分）
佐賀市天神3-2-11 どんどんの森内
- 参加費：500円（資料代）
資料として「有明海的环境と漁業」第4号を配布します。この雑誌をご持参の方は無料です。

●主なプログラム

- 日本最大の湿地破壊～諫早湾干拓事業
陣内隆之（有明海漁民・市民ネットワーク）
- 漁業を支える軟泥干潟の役割
佐藤正典（鹿児島大学理学系教授）
- 諫早湾潮受け堤防の建設が及ぼした有明海生態系の異変
堤 裕昭（熊本県立大学環境共生学部教授）
- トーク&フォト「有明海漁業の昔と今を語る」

編集後記

前号の発行からだいぶ期間が空ってしまったことをお詫びします。本来であれば6月の総会での会計報告や活動報告などを掲載すべきところですが、誌面の都合で省略させていただきました。総会関係の資料は漁民ネットのホームページ（<http://www.ariake-gyomin.net/>）に掲載していますのでご覧ください。

今回、漁民ネット会員の皆さまには、この「通信」と一緒に、「アカデミア」の有明海特集号を同封しました。この雑誌は発行元の全国日本学士会、監修者の田中克さんのご好意でご提供いただいたものです。お礼申し上げます。漁民ネットでもおなじみの先生方が執筆していますので、ぜひお読みください。